



「令和3年8月11日からの大雨による災害に関する特別相談窓口」の開設店舗追加について

1. 相談窓口の開設

商工中金は、このたびの令和3年8月11日からの大雨による災害の発生を受け、2021年8月13日（金）から「令和3年8月11日からの大雨による災害に関する特別相談窓口」を、広島県内の全営業店に開設してまいりましたが、今般の被害の状況を踏まえ、8月16日（月）、島根県、福岡県、佐賀県内の全営業店を追加し、相談受付体制を強化いたします。

引き続き被害を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

○特別相談窓口開設店舗（下線部が今回追加した営業店舗です）

営業店名	住 所	電話番号
松江支店	島根県松江市殿町210	0852-23-3131
浜田営業所	島根県浜田市竹迫町2886	0855-23-3033
広島支店	広島県広島市中区大手町2-1-2	082-248-1151
福山支店	広島県福山市光南町1-1-30	084-922-6830
広島西部支店	広島県広島市西区商工センター1-14-1	082-277-5421
福岡支店	福岡県福岡市中央区天神1-13-21	092-712-6551
北九州支店	福岡県北九州市小倉北区米町2-1-2	093-533-9567
久留米支店	福岡県久留米市東町42-21	0942-35-3381
佐賀支店	佐賀県佐賀市駅前中央1-6-23	0952-23-8121

2. 災害復旧資金の内容

今般の災害に係るご融資の対応として、以下の通り商工中金独自の災害復旧資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行います。

資 金 使 途	令和3年8月11日からの大雨による災害により、被害を受けた皆さまが災害の復旧に伴い必要とする設備資金・運転資金
貸 出 金 額	限度の定めなし
貸 出 期 間 (据 置 期 間)	(1) 設備資金20年（据置期間3年）以内 (2) 運転資金10年（据置期間3年）以内
貸 出 利 率	商工中金所定の利率

3. 預金・債券顧客に対する便宜措置の実施

通帳などを喪失した場合においても、本人確認のうえ預金等の払戻しに応ずる等の便宜措置を実施します。